

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止届出書 変 更		
八王子市長 殿		
届出者 郵便番号 住 所		
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 F A X		
年 月 日付け第109- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更 において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふ り が な) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふ り が な) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

特別管理産業廃棄物処理業		廃止 変更	届出書
八王子市長 殿		年 月 日	
届出者 郵便番号 住 所			
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 F A X			
年 月 日付け第109- - 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。			
	新	旧	
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）			
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）			
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふ り が な) 氏 名		住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふ り が な) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
廃止又は変更の理由			
担当者又は担当部署			
備考			
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。			

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等		
有・無	株主、出資者		
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有・無	政令市における積替 え保管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧対照表②（届出用）

- ・全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新（役員等、５％以上の株主等）	旧（役員等、５％以上の株主等）
1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
6	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
7	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
8	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
9	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 0	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等

新任者一覽表

・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（市に登録のない方）のみ記載してください。

[illegible]

誓 約 書

八王子市長 殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号（又は第14条の4第5項第2号、第15条の2第1項第4号）の規定のうち、以下に掲げる欠格事項について、該当しない旨誓約します。

根拠条文		欠格事項の内容
法第14条第5項第2号	法第7条第5項第4号	
イ（申請者） ハ（法定代理人） ニ（法人役員） ニ、ホ（使用人）	イ	○ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
	ロ	○ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	ハ	○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
	ニ	○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
	ホ	○ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
	ヘ	○ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
ロ（申請者） ハ（法定代理人） ニ（法人役員） ニ、ホ（使用人）	ト	○ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
	チ	○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ハ（申請者） ハ（法定代理人） ニ（法人役員） ニ、ホ（使用人）		○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
ヘ（申請者）		○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者、法定代理人※¹、役員※²、使用人※³については、上記の欠格条項に該当しません。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

※¹ 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。

※² 役員には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※³ 使用人とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者をいう。（法施行令第4条の7）

— 登録車両一覧表 —

新規 _____ 台 抹消 _____ 台

車両番号				届出内容	車両番号				届出内容
5				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
10				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
15				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消

* 届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

新規＝新しく登録する車両 抹消＝今回登録を抹消する車両

登録車両の写真 ー

(新規登録車両のみ)

貼付台紙

- ・車両は、全体が概観できるよう斜め後より撮影してください。
- ・ナンバープレートが分かるように撮影してください。不鮮明な場合は、鮮明な写真を一枚追加してください。

斜め前方より

斜め後方より（上枠内の写真の対角より撮影）

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

欠格要件該当届出書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、

第14条の2第3項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

において準用する第7条の2第

第14条の5第3項

4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

許 可 番 号

第 1 0 9 - - 号

許 可 年 月 日

年 月 日

欠格要件に該当する
に至った年月日

年 月 日

欠格要件に該当するに至った具体的な事由
(裏面の該当する番号に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。)

備考

※ 次の該当する事項の番号に○を付けてください。

裏面

法第14条第5項第2号イ	
法第7条第5項第4号	
1	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
2	ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3	ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4	ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5	ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
6	ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
7	ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
8	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するもの
9	法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
10	法第14条第5項第2号ホ 個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの